

契約期間	期間の定めあり（2022年10月1日～2022年10月31日） 1 契約更新の有無 有り 1年毎に自動的に更新(更新日：毎年11月1日)する。 更新時及び期間の途中に、契約内容の変更をした際は、 その内容をもって更新する。 2 契約の更新は、次のいずれかにより判断することとし、更新しない場合もあり得る ・契約期間満了時の業務量 ・従事している業務の進捗状況 ・有期契約従業員の能力、業務成績、勤務態度 ・法人の経営状況
就業の場所	千葉県我孫子市我孫子1855-4
従事すべき業務の内容	国際部（介護老人保健施設クレオにて介護業務）
始業、終業の時刻、休憩時間、所定時間外労働の有無に関する事項	1 始業・終業の時刻 ①午前8時45分～午後5時15分 ②午前10時30分～午後7時00分 ※長期休暇時 週37.5時間勤務 2 休憩： 就業時間①②の場合 60分 3 所定時間外労働 有り
休日	週4日
休暇	1 年次有給休暇 有り 【就業規則(非常勤・嘱託)第8条による】
賃金	1 基本賃金 時間給 995円/時（※別途 処遇改善手当181円/時 特定処遇改善手当34円/時） 2 所定時間外、休日又は深夜労働に対して支払われる割増賃金率 イ 所定時間外 法定超（ 25 ）%、所定超（ ）%、ロ 深夜（ 25 ）% 3 賃金締切日 毎月 20日 賃金支払日 毎月 5日 4 労使協定に基づく賃金支払時の控除 有り 5 昇給時期 7月 ※50歳まで。但し、人事考課により昇給することがある。 6 賞与 無し 退職金 無し
退職に関する事項	1 定年制 有り（60歳・継続雇用制度有り） ※60歳を超えて採用された場合は満65歳を定年とし、65歳を超えて採用された場合は満70歳をもって定年とする。 70歳を超えて採用された場合は満75歳をもって定年とする。それぞれの定年後再雇用を希望する場合は1年更新で再雇用する場合がある。 2 自己都合退職の手続（退職する2ヶ月以上前に届け出ること） 3 解雇の事由及び手続（少なくとも30日前までにその予告をするか又は30日分の平均賃金を支給する。） ○詳細は、就業規則第30条（退職）、32条（解雇）
その他	・労災保険有 ・入職日：2021年1月12日 ・契約変更日：①2021年4月1日 ②2021年11月1日 ③2022年1月1日 ④2022年4月1日 ⑤2022年6月1日 ⑥2022年10月1日 ・雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口 法人事務局 総務部 統括部長 遠藤満好（連絡先04-7189-1545・内線1508）
* 上記のほかは、就業規則及び非常勤就業規則による。 上記労働条件で非常勤職員として甲乙雇用契約致します。	
2022年10月1日 甲 労働者 住所 我孫子市新木野3-18-6 氏名 ガ ティボノ ニュン 乙 雇用者 千葉県我孫子市布佐834-28 医療法人社団 創造会 理事長 土井 紀弘	